

北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会（第2回）議事概要

日 時 平成20年3月24日（月） 10:00～

場 所 北海道農政事務所5階会議室

出席者 総務管理官、庶務課長、人事課長、経理課長、会計室長、
農政推進課長、消費・安全部消費生活課長、食糧部消費流通課長、
統計部統計調整課長

概 要

1. 北海道農政事務所における発注者綱紀保持対策の対応状況について説明
2. 平成20年度発注者綱紀保持研修実施方針及び実施計画について決定（別紙）
3. 次回の開催予定について説明
（次回委員会は、平成20年5月に開催する予定だが、必要が生ずれば随時開催）

北海道農政事務所発注者綱紀保持研修実施方針及び実施計画について

北海道農政事務所における発注者綱紀保持のための研修については、以下の考え方に基づき研修を実施する。

1. 研修の目的

平成19年7月31日に制定された「農林水産省発注者綱紀保持規程」（農林水産省訓令第22号）に基づき北海道農政事務所において発注事務を担当する職員に対し、発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な保持を図ることを目的とする。

2. 研修実施時期

平成20年度中に2回実施するものとし、第1回目は平成20年5月、第2回目は10月に実施。